

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

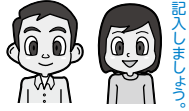
告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体総合生活補償保険

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が「事実を」[ありのまま]「もれなく」お答えください。**
親介護一時金補償に加入する場合は、**被保険者ご本人が親介護一時金補償の特約被保険者を代理してお答えください。**回答にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容に基づき回答するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状況に関する質問事項とこの書面に記載された事項をすべて説明いただき、回答いただいた内容をそのまま記入ください。
(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。



それぞれが
しっかりと
記入しましょう。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は加入申込票兼被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時(補償の開始時)**(注)から1年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご加入を解除させていただきます。
保険期間の開始時から1年を経過しても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づき保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れない
場合もあるんだね。

- 告知義務違反によりご加入が解除された場合
 - 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。
- 「詐欺による取消し」となった場合
 - 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

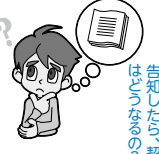
質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**
※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ
記入してください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

当社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。
告知内容によってはご加入をお断りすることや「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。
● 傷病歴等を告知した場合の取扱い (加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)
1 特別な条件なしでお引き受けします。
2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
3 お引き受けできませんのでご了承ください。
※疾病に関する補償が「がん補償」、「介護一時金補償」に限られている契約につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。



告知したら、契約
はどうなるの？

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を確認
させていただきます。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。
※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します(加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありません)のでご注意ください。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



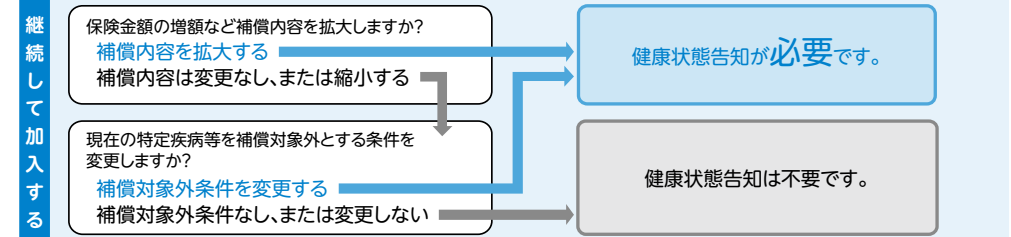
加入後の確認も
大切なね。

7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。
● 今回新たに加入する方
● 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更をする方
(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。
※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

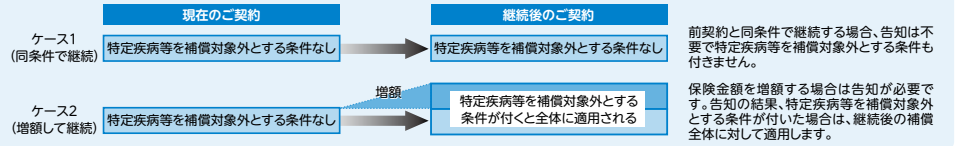


しっかりと確認して、
告知しましょう。



ご注意ください
保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合... 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース



8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入するには現在の加入条件をご確認ください。

例えばこんな場合... 数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込票兼被保険者明細書の「特定疾病等対象外欄」の疾病コードに「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、病気・症状一覧表にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「特定疾病等対象外欄」に関する「注意」をご参照ください。
※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、別紙「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知してください。
※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前にケガ、病気またはその他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、当社は保険金をお支払いできません(ご加入後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

例えばこんな場合... 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。